

就学援助 縮小相次ぐ

経済的に苦しい家庭の小中学生に学用品費や給食費を補助する「就学援助」を縮小する自治体が相次いでいる。全国の主要自治体のうち、横浜市など少なくとも9市区で、4月から就学援助の対象となる子どもが減る見込みであることがわかった。生活保護基準額引き下げと連動した見直しで、来年度には援助を縮小する自治体がさらに増える可能性が高い。

生活保護基準 見直しに連動

就学援助を利用する公立小中学生は約155万人(2012年度)おり、全体の15・64%を占める。多くの自治体は、援助の認定に生活保護基準を使う。安倍政権は、昨年8月、今年4月、15年4月の3段階で、生活保護(生活扶助)の総額を計6・5%分減らす方針を決めている(消費増税分上乘せは別途)。そ

小中学生に学用品費・給食費などを補助

就学援助

学校教育法は、経済的な理由で就学が難しい児童・生徒に必要な援助を与えなければならぬと定める。12年度は、生活保護を受けている家庭の子ども約15万人と、市町村が独自に決めた基準で家計が苦しいと認定した子ども約140万人が補助を

受けた。認定基準は「所得が生活保護基準の1・2倍未満」などと定められることが多い。学用品、給食、修学旅行、クラブ活動などの費用も補助される。自治体により額は異なるが、学用品費では都市部で年間1万2千円前後を支給する例が多い。

のため就学援助にも影響が及ぶと指摘されていた。下村博文・文部科学相は昨年、生活保護減額の影響で就学援助を受けられなくなる子がでないような対策を考えると表明していた。

朝日新聞は3月末、全国の指定市と県庁所在地の市、東京23区の担当課に聞いた。その結果、東京23区では杉並・葛飾・中野の3区、指定市は横浜・相模原

市、東京23区では富士・大津・津の3市が、引き下げ後の生活保護基準を参考にし、就学援助の対象者が減る見込みと答えた。東京都中野区の場合、父35歳、母30歳、小3の子の

3人家族で、所得の認定基準が約11万円下がり、324万円未満になる。現在約3200人の利用者が約200人減ると見込む。富山市は、父42歳、母40歳で中学生と小学生の子がいる4人家族で、16万円下がり354万円となる。担当課は

「生活保護基準が変われば連動させるのが妥当と判断した」と話す。約4万人が就学援助を受ける横浜市は3年かけて引き下げる。今年度は予算総額で1%減ると見積もる。ある市の担当者は「補助金が出るのなら別だが、生活保護は減らして、市の事業である就学援助は維持せよ」というのは、財政的に「辛い」と語った。今年度については特例的に据え置いた自治体もあり、来年度は就学援助を縮小する自治体がさらに増えるとみられる。文科省児童生徒課は「経済的理由により教育を受ける機会が妨げられることがないよう、引き続き自治体に対して生活保護基準の見直しによる影響が生じないように願っています」と述べている。